ために、社債の管理の補助を行うことを委託することができることとした。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでないこととした。（第七一四条の二関係）

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、銀行、信託会社その他法務省令で定める者でなければならないこととした。（第七一四条の三関係）

(3) 社債管理補助者の権限等

社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有すること等とした。（第七一四条の四及び第七二四条第二項関係）

イ　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

ロ　強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

ハ　第四九九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

(4) 社債管理者に関する規定の準用

社債管理補助者の義務、社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合における特別代理人の選任、社債管理補助者等の行為の方式、社債管理補助者の責任、社債管理補助者の事務の承継について、社債管理者に関する規定を準用することとした。（第七一四条の七関係）

(5) その他の規定の整備

二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係その他所要の規定を整備することとした。（第六七六条第七号の二及び第八号の二、第六八一条第一号、第七一四条の五、第七一四条の六、第七一七条第三項、第七一八条第一項、第七二〇条第一項、第七二九条第一項、第七三一条第三項、第七三七条第一項、第七四〇条第三項並びに第七四一条関係）

(二) 社債権者集会

(1) 元利金の減免

社債権者集会の決議によらなければ社債管理者がしてはならない行為に、当該社債の全部についてするその債務の免除を追加することとした。（第七〇六条第一項第一号関係）

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる社債権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすこととし、その場合には、第七三二条から第七三五条まで（第七三四条第二項を除く。）の規定は、適用しないこととするとともに、書面又は電磁的記録の備置きや閲覧等について、所要の規定を整備することとした。（第七三五条の二関係）

9

(一) 株式交付

(1) 株式交付の内容

「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいうこととした。（第二条第三二号の二関係）

(2) 株式会社は、株式交付をすることができることとするとともに、この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないこととした。（第七七四条の二関係）

(二) 株式交付計画

株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下9において同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下9において同じ。）の商号及び住所、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、株式交付子会社の株式の数の下限、株式交付子会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金等の額に関する事項等を定めなければならないこと等とした。（第三九九条の一三第五項第二二号、第四一六条第四項第二四号及び第七七四条の三関係）

(三) 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付親会社の商号、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を通知しなければならないこととするとともに、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込みの期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないこと等とした。（第七七四条の四～第七七四条の一〇関係）

(四) 株式交付の効力の発生

株式交付親会社は、株式交付計画に定めた効力発生日に、株式交付子会社の株式の譲渡人から給付を受けた株式交付子会社の株式を譲り受けることとするとともに、当該給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、株式交付計画に定めた効力発生日に、株式交付親会社の株式の割当てに関する事項についての株式交付計画の定めに従い、株式交付親会社の株式の株主となること等とした。（第二三四条第一項第九号及び第七七四条の一一関係）

(五) 株式交付親会社の手続

株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面等をその本店に備え置かなければならないこととするとともに、株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないこと等とした。（第三二二条第一項第一四号、第三二四条第二項第七号、第八一六条の二～第八一六条の一〇及び第八七〇条第二項関係）

(六) 株式交付の無効の訴え

株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から六箇月以内に、訴えをもってのみ主張することができることとするとともに、株式会社の株式交付の無効の訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であった者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができること等とした。（第八二八条第一項第一三号及び第二項第一三号、第八三四条第一二号の二、第八三六条第二項、第八三九条、第八四四条の二並びに第九三七条第三項第八号関係）

(七) その他の規定の整備

株式交付に際して資本金等として計上すべき額、清算株式会社についての株式交付に関する規律の不適用その他株式交付に関する手続等について、所要の規定を整備することとした。（第四四五条第五項、第五〇九条第一項、第三号、第七四〇条第一項及び第三項並びに第九七六条第七号、第八号及び第二六号関係）

10

責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役等の同意を得なければならないこととした。（第八四九条の二関係）

11

議決権行使書面の閲覧等

(一) 議決権行使書面の閲覧等の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならないこととした。（第三一一条第四項関係）

(二) 株式会社は、議決権行使書面の閲覧等の請求があったときは、当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときなど、一定の場合を除き、これを拒むことができないこととした。（第三一一条第五項関係）

(三) 代理権を証明する書面の閲覧等及び電磁的記録に記録された議決権行使書面に記載すべき事項を表示したものの閲覧等の請求についても、同様の規律を設けることとした。（第三一〇条第七項及び第八項並びに第三一二条第五項及び第六項関係）